

プロジェクト 実務対応

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

項目 第 90 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 90 回実務対応専門委員会（2016 年 8 月 22 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権（以下「権利確定条件付き有償新株予約権」という。）の企業における会計処理の下記項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - (1) 「勤務条件及び業績条件が付された有償新株予約権」の検討
 - (2) 「業績条件のみが付された有償新株予約権」の検討

「勤務条件及び業績条件が付された有償新株予約権」の検討**論点 1：付与日から権利確定日までの報酬費用として認識するか否か**

2. 「勤務条件及び業績条件が付された有償新株予約権」の経済的な性質を踏まえ、当該有償新株予約権について、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下、「ストック・オプション会計基準」という。）の適用範囲に含め、付与日以降の将来の労働サービスの提供に対する対価として報酬費用を認識するという事務局の提案に対して、以下の意見が聞かれた。

事務局の提案に賛成する意見

3. 事務局の提案に賛成する。

なお、無償のストック・オプションが労働の対価と等価交換されることに對し、有償新株予約権は、付与時の払込金額と労働の対価の合計額がその公正な評価額と等価交換されるものと理解している。

会社法における有利発行との関係を整理すべきとする意見

4. 評価額について割安であることを強調しすぎると、当該評価額が公正なものかどうかという懸念が生じるのではないかと。また、会社法における有利発行との関係を整理する必要があるのではないかと。

5. 過去の業績に基づき公正な評価額を算定すると当該評価額は比較的低い金額になるが、従業員等の努力により業績条件が達成されることを前提に評価額を算定するとより高い金額になるという意味で、従業員等が新株予約権の付与時の価格を割安であると考えてるのであれば、当該有償新株予約権の発行は、会社法上の有利発行には該当しないと考えられる。この点が分かるような表現を検討しても良いと考える。

会社法における報酬との関係を整理すべきとする意見

6. 日本監査役協会が公表している監査役監査実施要領¹には、「役職員が新株予約権の公正価値相当額を実際に払い込んで新株予約権を付与される場合（いわゆる有償ストック・オプション）は、新株予約権を報酬として付与するものではなく、また公正価値による発行であるので、以下に記載する有利発行決議は報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない。」と記載されている。そのため、会社法における報酬との整合性に関しても検討する必要があるのではないかと考える。

その他の意見

7. スtock・オプション会計基準では、無償のStock・オプションについて、発行時に払込金額を定めた場合、払込みに代えて報酬債権と相殺するという法的な構成を行うことが可能とされていることとの関係で、払込価額は公正価値相当の報酬債権と等価だと理解している。有償新株予約権についても、これに関する整理をする必要があるのではないかと考える。
8. 「従業員等が当該評価額を割安であると考えて当該新株予約権の応募に応じる」と記載されているが、実態としては、当該従業員等が属している企業が設定するため応募に応じていると考えられるのではないかと考える。
9. 「従業員等に限定して付与され」と記載されているが、関係会社の従業員や協力会社等についての取扱いを整理する必要があるのではないかと考える。

論点2：仮に会計上、付与日から権利確定日までの報酬費用として認識する場合、過去に行われた取引に対して経過的な取扱いを設けるか否か

10. 以下の案のうち、【案3】を採用し、関連する注記事項²を付すこととする事務局の提案に対して、以下の意見が聞かれた。

¹ 日本監査役協会 監査法規委員会 平成28年5月20日改訂

² 注記事項として提案した事項は以下である。

(1) 適用日より前に発行した「勤務条件及び業績条件が付された有償新株予約権」の概要（有償新株予約

【案1】当期の財務諸表と併せて表示される比較情報に遡及適用による影響を反映する。

【案2】適用初年度の期首までに発行した「勤務条件及び業績条件が付された有償新株予約権」について、新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の期首時点における累積的影響額を、適用初年度の期首の剰余金等に加減する。

【案3】適用日以降に発行した「勤務条件及び業績条件が付された有償新株予約権」から新たな会計方針を将来に向かって適用する。

【案3】を採用する事務局案に賛成する意見

11. 案1及び案2では見積りの要素が介入するため、客観的に見積ることは困難である。そのため案3を採用することに賛成する。
12. 案1及び案2のほうが案3よりも望ましいと考えるが、遡って業績条件の達成可能性を見積ること及び公正な評価単価を算出しなければならないことの実務上の困難性を考慮すると、案3でも止むを得ないとする。

【案3】を採用する意見に賛成であるが、適用時期を可能な限り早く設定すべきとする意見

13. 案3を採用する場合、以下の点から可能な限り早い時期に適用されることをご検討願いたい。
 - 本件の検討が開始されてから相当の年月が経過している。
 - 会計基準を大幅に変更するのではなく従来のストック・オプション会計基準の考え方を明確化しているに過ぎないと考えられるため、周知期間がそれほど必要ではないのではないかと考えられる。
 - 新規に権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業が報酬費用を認識するにあたり、実務上の対応にはさほど時間を要さないと考えられるほか、準備期間もさほど必要ないと考えられる。
14. 案3を採用する場合、適用日を決算期に合わせる必要はなく、また、駆け込み的な発行を防止する観点から、公表日以後に付与した有償新株予約権から適用することとしてはどうか。

権の内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）

(2) 適用日より前に発行した「勤務条件及び業績条件が付された有償新株予約権」について採用している会計処理の概要

【案3】を採用する意見に賛成であるが、条件変更の取扱いを検討すべきとする意見

15. スtock・オプション会計基準の公表時においては、適用初年度における条件変更の取扱い（Stock・オプション会計基準第18項）³が定められていたため、今回も同様の取扱いを定めることが良いと考える。

「業績条件のみが付された有償新株予約権」の検討

論点1：付与日から権利確定日までの報酬費用として認識するか否か

16. 「業績条件のみが付された有償新株予約権」の経済的な性質を踏まえ、当該有償新株予約権について、Stock・オプション会計基準の適用範囲に含め、以下のように報酬費用を認識するという事務局の提案に対して、次項以降の意見が聞かれた。
- 原則として、付与日以降の将来の労働サービスの提供に対する対価として報酬費用を認識する。
 - ただし、付与日以前の過去の労働サービスの提供に対する対価として付与していることを反証する場合、過去の報酬として報酬費用を認識する。

事務局の考え方には賛成であるが、反証規定を設ける必要はないのではないかとの意見

17. 過去の報酬として費用を認識する場合もStock・オプション数の見積りを修正することとなる事務局の考え方に賛成する。

Stock・オプション会計基準では、権利が確定した後でも権利行使が終了するまで、Stock・オプション数の見積りを修正することとされている。したがって、付与日以前の報酬と整理したとしても、Stock・オプション数の見積りについては、権利行使が終了するまで修正するものとする。

ただし、過去の報酬として認識する場合、将来の報酬として認識する場合と報酬費用の総額は同じであるため、反証規定を設ける必要はないのではないか。

過去の報酬に関する事務局の提案に反対する意見

18. 過去の報酬として費用を認識する場合、付与日に金銭を払い込むことで取引が完了しているものと考えられることから、その後にStock・オプション数の見積りを見直して付与日に認識した費用を修正することに違和感を覚える。

³ 「会社法の施行日より前に付与され、Stock・オプション会計基準が適用されていないStock・オプションの条件を会社法の施行日以後に変更した場合には、Stock・オプションの条件変更日における公正な評価単価が付与日における公正な評価単価を上回った部分に見合うStock・オプションの公正な評価額の増加額につき、条件変更日以後、Stock・オプション会計基準を適用して会計処理を行う。」

過去の報酬と整理する場合、これまでのストック・オプション会計基準の整理を変えることになるのではないかと意見

19. 勤務条件が付されていない場合で、過去の報酬として整理し、付与日に一時に報酬費用を計上する場合、付与日においては過去の勤務相当分を評価して、一時に費用として計上するという整理になるのではないかと。ストック・オプション会計基準では、付与したストック・オプションは将来の報酬として整理されているため、仮に過去の報酬として整理する場合、この会計基準の建付けを変えることになるのではないかと。

将来の労働サービスの対価か過去の労働サービスの対価かは、一概に決められないのではないかと意見

20. 新株予約権の付与時点のすべての従業員等に対して権利を与えるのであれば、将来の勤務を期待していると考えられるが、例えば、過去の勤続年数に応じて付与するのであれば、過去の報酬として付与しているとも考えられる。このように、将来の報酬か過去の報酬かは付与対象者によるのではないかと。

IFRS との整合性を確認すべきではないかと意見

21. IFRS では業績条件の要件として勤務を要求している。例えば、子会社が日本基準を採用し、親会社が IFRS を採用しているケースで、子会社が「業績条件のみが付された有償新株予約権」を発行している場合に、IFRS において業績条件の要件を満たさないときは付与日の公正な評価額の計算結果が日本基準と IFRS で異なることにより、連結と単体で異なる評価額を保持することにならないかと。IFRS との整合性を確認すべきではないかと。

黙示的に勤務条件が要求されているものと整理し、IFRS と整合させるべきではないかと意見

22. 過去の報酬として報酬費用を付与日に一時に認識し、付与日以降の費用配分は行わないとしても、失効の見積り数に重要な変動が生じた場合には失効の見積り数を見直し、付与日に認識した費用を修正するとした場合、IFRS の取扱いと差異が生じる可能性がある。そのため、業績条件が付されている場合は、黙示的に勤務条件が要求されているものと整理した方がよいのではないかと。

その他の意見

23. 勤務条件の有無にかかわらず、業績条件が付されている場合には、付与日における公正な評価額に当該業績条件の達成確率が織り込まれ、達成可能性が高くなったときにストック・オプション数の見積りを見直すため、勤務条件の有無に分けて会計処理を検討する必要はないのではないか。
24. 例示に挙げられているように、権利確定日の直前に業績条件の達成確率が高まった場合には、勤務条件の有無にかかわらず、費用計上の時期及びその額はほぼ同じになるが、早い段階で達成見込みが高まる場合には、その後の費用配分に差異が生じる。このため、勤務条件がない場合の会計処理を定める必要はあると考える。

以 上